

国民健康保険・・・保険医療課

国内に住所のある人は、何らかの健康保険に加入しなければなりません。

職場などの健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外は国民健康保険に加入しなければなりません。



マイナちゃん

こんなとき	届出に必要なもの	提出期限
転入したとき	身分を証明できるもの	14日以内
転出したとき	保険証、世帯主名義の口座のわかるもの、身分を証明できるもの	
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、身分を証明できるもの	
職場など他の健康保険に入ったとき	国保・職場の健康保険証、身分を証明できるもの	
子どもが生まれたとき	保険証、身分を証明できるもの	
死亡したとき	保険証、身分を証明できるもの	
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、身分を証明できるもの	
生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書、身分を証明できるもの	
外国籍の方が加入するとき	在留カード	

※各種届け出の際は、原則として身分を証明できるもの・加入者全員分の保険証が必要となります。

〔国民健康保険証の再交付〕

国民健康保険証をなくしたり、または汚れたり、破れたりして使えなくなったときは、保険証の再交付の手続きが必要です。

手続きには、身分を証明（運転免許証などの写真付の身分証明又は写真の付いていない複数の身分証明）するものが必要です。

〔出産育児一時金〕

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産費用として、直接、出産一時金が病院へ支払われます。

支給額：50万円（病院への支払が50万円以下の場合は、その差額分を支給します。）

〔葬祭費〕

国民健康保険の加入者が死亡したときに、その葬祭を行った人に対して5万円が支給されます。

※令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証をご利用ください。